

商標権	判決年月日	令和7年9月25日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和7年(行ケ)第10033号		
○ 「allstar」の文字と、横線と円弧図形とを組み合わせたような図形からなる商標（指定商品「フェンシング用武器」等）が、商標法4条1項11号に掲げる商標に該当しないと判断した事例				

(事件類型) 審決（拒絶査定不服審判）取消 （結論）審決取消

(関連条文) 商標法4条1項11号

(審決) 不服2023-650052号

判決要旨

1 原告は、本願商標（後記）の商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判請求をしたが、特許庁は請求不成立の本件審決をした。本件は、本件審決の取消しを求める訴訟であり、争点は本願商標の商標法4条1項11号該当性である。

2 本願商標の構成は、以下（左）のとおりであり、下寄りの一部を白抜きの細い横線で装飾した赤色の「allstar」の欧文字を横書きした本願文字部分と、その左側に配置された横線と円弧図形とを組み合わせたような赤色の本願図形部分の構成からなる（指定商品「フェンシング用武器」等）。

また、引用商標（商標登録第431660号の1）の構成は、以下（右）のとおりである（指定商品は「運動用具（体育用器械器具・体操用器械器具・スターターピストル・スケート靴を除く。）」）



3 本件審決は、本願商標と引用商標は、その外観、称呼及び觀念を総合して全体的に考察すると出所の誤認混同を生じるおそれがあるから、類似の商標と認められ、また、本願商標の指定商品には引用商標の指定商品と同一又は類似の商品を含むなどとして、本願商標の商標法4条1項11号該当性を認めた。

4 これに対し、本判決は、本願商標は、引用商標とその外観を大きく異にするものであるなどとして、商標法4条1項11号該当性を否定した。理由の概要は、次のとおりである。

（1）本願商標の分離觀察の可否について

本願商標の本願図形部分は、本願文字部分と一体となり、全体として一定の觀念を想起させることができるものであり、本願文字部分だけが取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として特に強く支配的な印象を与えるものとまでいふことはできない。また、本願図形部分からおよそ出所識別標識としての觀念が生じないと認めることもできな

いことなどからすると、本願图形部分と本願文字部分とを分離することは、取引上不自然であって、これを分離観察することは相当ではない。

(2) 外観について

本願商標と引用商標の外観は、本願商標には、本願图形部分が存在し、フェンシングの剣を模した図形が含まれていること、本願文字部分は「allstar」が一語となり、全て小文字であるのに対し、引用商標は「All」と「Star」との間のスペースがあり、頭文字が大文字であること、本願文字部分と引用商標は、字体、線の太さの均一性、カタカナのふりがなの有無といった差異があることから、取引者及び需要者に与える印象において顕著な差異があるものと認められる。よって、両者の外観が類似していないことは明らかである。

(3) 称呼について

本願商標は「アルスター」又は「オールスター」の二つの称呼を生ずるものであり、このうち「オールスター」の称呼は、引用商標の称呼と同一又は極めて類似する。

(4) 観念について

本願商標は全体として「フェンシングのオールスターの」という観念が生ずる。他方、引用商標からは、「オールスターの」という観念が生ずるにとどまるから、本願商標と引用商標は、その観念のすべてを共通にするものではない。

(5) 取引の実情について

本願商標の指定商品の取引の実情として、商標の称呼は、商品の出所及びその品質を認識するために重要であり、この場合において、フェンシング関係者の間では、引用商標と異なる称呼である「アルスター」が相当程度定着していると認められる。しかし、本願商標の指定商品である運動用具を購入する需要者又は取引者にとって、服やグローブ等の用具に商標が付されているという外観もまた重要であると考えられていることも容易に推認することができる。したがって、本願商標の指定商品が、広く専ら称呼のみによって取引が行われている実情にあるとまでは認められない。

(6) 検討

以上によれば、本願商標は、引用商標と同一又は類似の称呼（オールスター）を生ずることははあるが、フェンシング関係者の間では、引用商標と異なる称呼である「アルスター」が相当程度定着している。また、両者の外観は大きく異なり、かつ、想起される観念についても、そのすべてを共通にするものではない。取引の実情としても、広く専ら称呼のみによって指定商品の取引が行われているものと認めることはできず、出所の識別については、指定商品に付された商標の外観が重要な役割を果たしていることが推認される。したがって、これを全体的に考察すると、本願商標は、引用商標との関係で、商品の出所に誤認混同をきたすおそれはないというべきであるから、引用商標に類似する商標ということはできない。

よって、本願商標は、商標法4条1項11号に掲げる商標登録を受けることができない商標に該当しない。